平成 23 年度に実施したエコマーク認定商品に係る「基準適合試験調査」および「現地監査」結果のお知らせ

平成 24 年 6 月 20 日
財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク事務局が平成 23 年度に実施した基準適合試験調査および現地監査の結果について、以下のとおりお知らせいたします。

１．基準適合試験調査

本試験調査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、平成 21 年度より導入した制度です。エコマーク認定商品のうち任意抽出した製品について、認定基準に係る試験を当協会が第三者試験機関に試験を依頼し、エコマーク認定基準への適合を確認します。なお、必要に応じて現地監査による追加確認等を行う場合があります。

【平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月に実施した基準適合試験調査の概要】

(1) 調査対象　：5 社 5 商品[注 1]

(2) 試験項目　：①エコマーク表示の確認[注 2]
②印刷処理能力試験[注 3]
③製品品質の確認
認定基準は、以下のとおり

エコマーク商品類型 No.132「トナーカートリッジ Version1.7」認定基準項目(28)および(29)

(28)再生トナーカートリッジの印刷処理能力は、同型の新品のモデルの90 %以上であること。
算出にあたっては、次のいずれかの方法を用いること。

[算出方法１]　新品カートリッジの印刷処理枚数 C1

C1(枚) = ((M1-M2)/(M1-M3)) × 1000

M1：新しい新品カートリッジの質量
M2：使用後の新品カートリッジの質量
M3：A4サイズの用紙1000枚に有効範囲5%で印刷した後のトナーカートリッジの質量

再生カートリッジの印刷処理枚数 C2

C2(枚) = ((M4-M5)/(M4-M6)) ×1000

M4：新しい再生カートリッジの質量
M5：使用後の再生カートリッジの質量
M6：A4 サイズの用紙 1000 枚に有効範囲 5%で印刷した後のトナーカートリッジの質量

印刷処理能力比(%) = (C2/C1) ×100

[算出方法２]　新品カートリッジと再生カートリッジそれぞれを同じ条件・環境下で、A4サイズの用紙に有効範囲5%で使いきりの印刷のテストを行い、確認すること。なお印刷のテストはISO/IEC19752(モノクロ)およびISO/IEC24712(カラー)のチャートを用いても良いものとする。

C1(枚)＝新品カートリッジを上記条件で印刷した際の印刷可能枚数
C2(枚)＝再生カートリッジを上記条件で印刷した際の印刷可能枚数

印刷処理能力比(%) = (C2/C1) ×100

【証明方法】
算出された印刷処理能力比を記入例9に記載すること。
試験は、繰返し実施数を 3 回以上とし、機械台数を指定しない。C1 および C2 の算出に使用する本体機器は同一の本体機器とすること。また、算出方法 1 でいう M2 および M5 に規定する「使用後」とは、試験を開始し、トナー不足による白筋が発生した時点でカートリッジを取り出して 5、6 回振り、トナーを均す作業を行った後に試験を継続し、2 度目に白筋が発生した時点とする。この時点のカートリッジ質量をそれぞれ M2、M5 とする。

(29)品質は、自社規格によって管理されたものであり、印字不良・ジャム･トナー漏れ・本体破損などの品質不良についての品質保証がなされていること。また製造段階における品質管理が品質管理システムに基づき十分なされていること。

【証明方法】
品質保証について、記入例10および該当する製品添付書類の写しを提出すること。本体機器に含めて品質保証するものについては、本体機器の取扱説明書などにトナーカートリッジも含めたトラブル時の連絡先(お客様相談センターなど)などが記載されていることの写しに代えることができるものとする。また、審査委員会からの要求があった場合は品質保証の方法を解説する書類を製品の検査データとともに提出できること。
製造段階における品質管理システムについては、自社規格に基づいて製造段階における品質管理がなされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。および品質管理システムが存在することを証明する書類を提出すること(ISO9001 ないし 9002 を取得している場合は認定書の写しで可)。

注 1：エコマーク事務局が独自に市場から購入。なお、本試験においては、エコマーク使用契約締結者の製造販売するトナーカートリッジ(非認定商品)による試験結果に基づき、エコマーク認定商品の適合性を推定したものを含みます。

注 2：目視による確認をエコマーク事務局にて実施。

注 3：試験項目は、認定基準から選定。

(3) 調査結果：

上記試験の結果は、以下のとおりです。

①エコマーク表示について

すべて適正で、エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。

②印刷処理能力について

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。エコマーク使用契約締結者の非認

定商品に対する試験結果では、1 社が「エコマーク認定基準に適合する印刷処理能力を有する」、1 社が「わずかにエコマーク認定基準を下回る」、1 社が「エコマーク認定基準を下回る」結果となりました。

この結果に基づき、「わずかにエコマーク認定基準を下回る」および「エコマーク認定基準を下回る」の試験結果が出た商品を製造する事業者 2 社に対して、現地監査を行いました。エコマーク認定商品については、基準どおり適正に製造していることを確認しました。また、当該事業者に対して文書による注意喚起を行い、エコマーク認定商品の信頼性確保に努めて頂くよう要請し、引き続きエコマーク認定基準への適合性を確保するため、必要に応じてサーベイランスなどを行うこととしました。

③品質について

エコマーク認定商品の認定基準への適合を確認しました。なお、1 社 1 商品で故障が発生しましたが、通常、起こりうる範囲と考えられました。当該事業者に対しては、文書による注意喚起を行い、品質の保持に努め、エコマーク認定商品の信頼性確保に努めて頂くよう要請しました。

エコマーク使用契約締結者の非認定商品に対する試験結果では、1 社の複数商品で故障が発生したため、現地監査を行いました。エコマーク認定商品については、基準どおり適正に製造していることを確認しました。また、当該事業者に対して文書による注意喚起を行い、エコマーク認定商品の信頼性確保に努めて頂くよう要請し、引き続きエコマーク認定基準への適合性を確保するため、必要に応じてサーベイランスなどを行うこととしました。

２．現地監査

本現地監査は、エコマーク認定商品の信頼性を確保するために、毎年実施している制度です。昨年度の監査結果について、以下のとおりお知らせします。

【平成 23 年度に実施した現地監査の概要】

〇監査対象　：22 社 77 商品

〇監査内容　：エコマーク商品の基準適合状況の確認（認定審査後における原材料、再生材料等の配合割合や製造加工工程などの仕様変更の有無。追加・変更手続き要否等、エコマーク商品の製造・管理体制。エコマークの適正表示等）、および出荷・管理体制等の確認を行いました。

〇監査結果　：現地監査の結果、すべての商品において、エコマーク認定基準への適合が確認されました。

以上

本件に関するお問い合わせ
エコマーク事務局
総務・契約監査課長　相原
担当　佐野
TEL: 03(5643)6255